

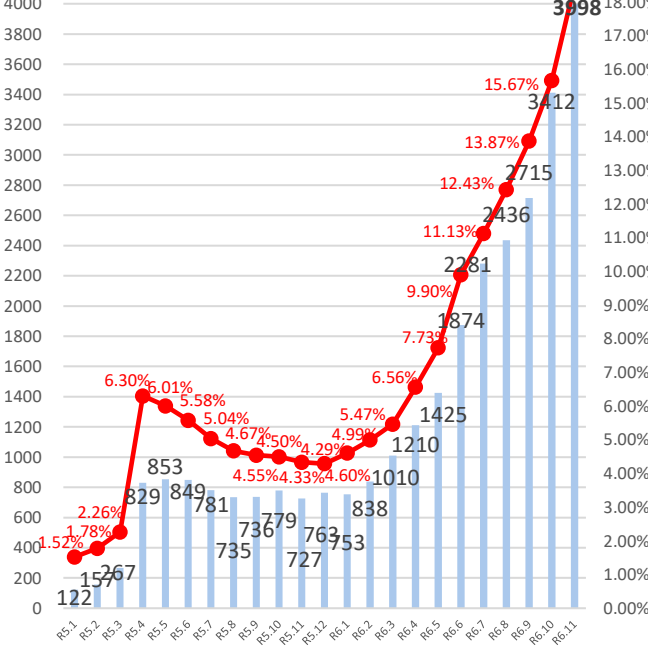
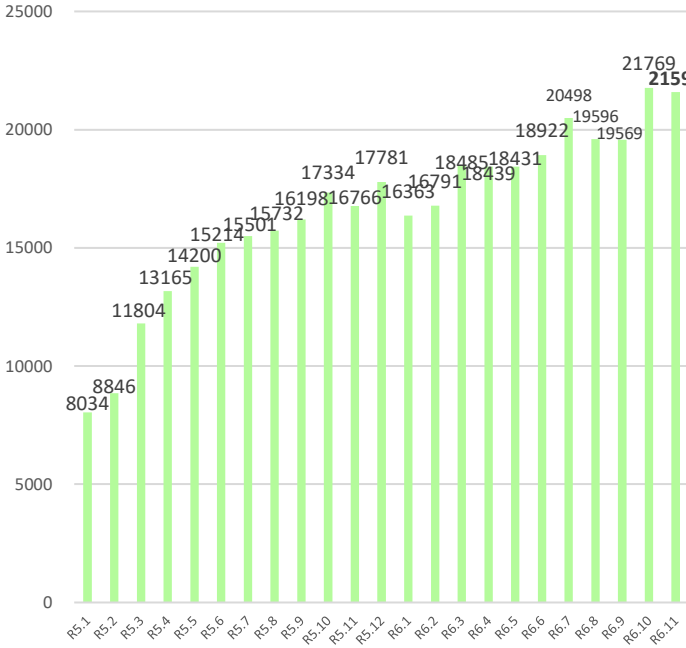
※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

【11月分実績の内訳】



	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	13,613,978	4,460,220	9,153,758
医科診療所	91,542,420	14,317,957	77,224,463
歯科診療所	15,293,140	4,050,169	11,242,971
薬局	95,451,334	17,151,302	78,300,032
総計	215,900,872	39,979,648	175,921,224

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	1,223,876	705,356	2,023,632
医科診療所	4,278,151	5,397,555	12,088,154
歯科診療所	1,024,940	887,769	928,565
薬局	5,274,811	4,429,316	8,833,569
総計	11,801,778	11,419,996	23,873,920

マイナンバーカードの健康保険証利用登録件数 (令和6年11月30日時点) : **78,743,686**件 (令和6年10月31日時点との差分: +1,271,983件)

※利用登録解除件数 (速報値) (令和6年10月28日~11月30日) : 13,147件

※この数値は中間サーバーで受け付けた件数であり、実際の解除済み件数の合計ではない

<参考>

令和6年11月のマイナ保険証利用人数 (1,920万人) から、当該月に医療機関に受診した人の推計値 (6,610万人) を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合 (推計値) を算出すると以下のとおり。

- 医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合 29.0%
- 医療機関受診者 (MNC保有者) に占めるマイナ保険証利用者の割合 38.1%
- 医療機関受診者 (マイナ保険証登録者) に占めるマイナ保険証利用者の割合 46.1%

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。
 ※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年7月までは医療保険医療費データベースによる実績値、8~11月は過去の伸び率から推計して算出。
 患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。
 ※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者 (76.3%) やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者 (82.6%) を用いて推計。

資格確認書に関する周知 ①（医療機関・薬局＋国民への周知）

医療機関・薬局ならびに国民に対しても、厚生労働省HPで掲載。また、作成したリーフレットも掲載して周知。

健康保険証は 12月2日以降新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。新規発行終了後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。
※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいい？



マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によりお届けします。**ご自身の申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様に届けます。

- ・ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- ・ 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月未だまでの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によりお届けします。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバーカードの保険証利用について
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(※受付時間) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分



資格確認書に関する周知 ②（医療機関・薬局＋国民への周知）

10月24日以降、政府広報と連携して新聞広告を実施。また、医療機関や国民に配布できるリーフレットを作成した上で、12月12日に全医療機関・薬局にメールで送付。

<全医療機関・薬局に対して周知したリーフレット（12/12）>

<新聞広告（10/24～10月末）>


政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

- マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。
- 新たに後期高齢者になった方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで
- マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくことで** 資格確認書をお届けします。
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、さらに詳しい情報は [こちらから検索](#) →

政府広報 **マイナ保険証** | 🔍 

政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療をあなたに。

2024年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、2024年12月2日時点で有効な保険証は、最大1年間ご利用になります。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

- マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。
- 新たに後期高齢者になった方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。 ※2025年7月末まで
- マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくことで** 資格確認書をお届けします。
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、さらに詳しい情報は [こちらから検索](#) →

政府広報 **マイナ保険証** | 🔍 